

水道とくらし

No.37
2021

編集・発行 蕨市水道部 蕨市中央2-10-6 TEL 048(431)3507

水道水で正しい手洗いをしましょう！

新型コロナウイルスを含む感染症対策の一つに「手洗い」があります。


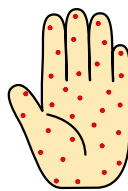
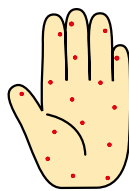

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前など、こまめに手を洗いましょう。

感染予防のための正しい手の洗い方

- | | | |
|---|--|--|
| <p>1</p>  <p>流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります</p> | <p>2</p>  <p>手の甲をのぼすようにこすります</p> | <p>3</p>  <p>指先・ツメの間を念入りにこすります</p> |
| <p>4</p>  <p>指の間を洗います</p> | <p>5</p>  <p>親指と手のひらをねじり洗いします</p> | <p>6</p>  <p>手首も忘れずに洗います</p> |

ウイルス残存率と手洗い効果

- | | | | |
|---|--|--|---|
| <p>手洗い方法</p> <p>① 手洗いなし</p>  | <p>② 流水で15秒手洗い</p>  | <p>③ 石けんでもみ洗い後、流水で15秒すすぎ</p>  | <p>④ 石けんでもみ洗い後、流水で15秒すすぎを2回繰り返す</p>  |
| <p>残存率</p> <p>100%</p> | <p>約0.1%</p> | <p>約0.01%</p> | <p>約0.0001%</p> |
- ※図はあくまでもイメージです。

出典：森功次 他 感染症学雑誌、80；496-500, 2006 <http://journal.kansensho.or.jp/Disp?pdf=0800050496.pdf>

〳〳ご存知ですか？〳〳

水道水で15秒手洗した場合の水道料金

約0.34円※

節水を心がけながら、感染症対策のためにしっかりと手洗いしましょう。

- ※試算条件
- ① 蛇口開度は5秒間で1ℓ流れる程度としています。
 - ② 一般家庭の平均使用水量は、2か月使用水量40㎡(メータ口径20mmをモデルケースとしています。)

貯水槽水道(受水槽)の管理は設置者の責任です

2020年の水道法改正により、すべての受水槽について、管理責任の所在が明確となりました。貯水槽水道(受水槽)は設置者の責任においてしっかりと管理をしてください。

貯水槽の清掃

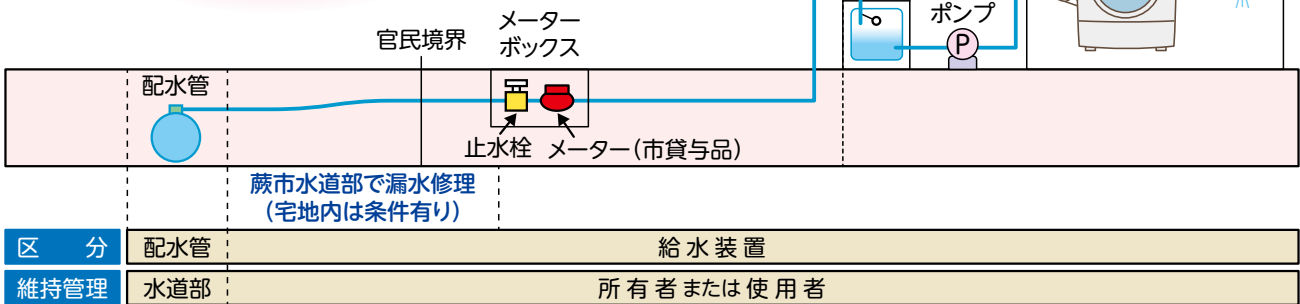
清掃は年に1回以上、定期的に行ってください。また、専門的な知識・技能が必要なため、建築物飲料水貯水槽清掃業者に依頼されますと安心です。

定期検査の受検

水道法により貯水槽容量が10m³を超えるものは厚生労働大臣登録検査機関(注1)の検査を年1回以上受けなければなりません(詳細は安全安心推進課にお問い合わせください)。

(注1)厚生労働省のホームページをご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/>



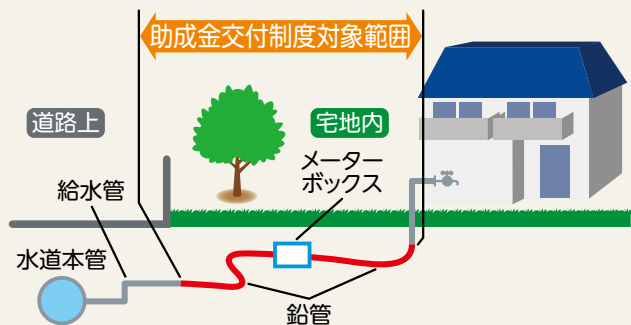
鉛製給水管取替工事助成金制度について

令和4年度まで
助成金最大
45,000円!!

鉛製給水管は施工性の良さなどから1980年代後半まで使用されていました。ところが、長時間、水を使用しなかった場合には微量の鉛が溶け出すことがあります。また、設置後の老朽化に伴い、現在では給水管を原因とする漏水の多くが鉛製給水管で発生したり、地震動に対して脆弱であるため、大規模地震が発生した際には破損により水道水の供給が受けられなくなる可能性もあります。

現在使用されている鉛製給水管を新たな管に取り替えることで漏水防止、耐震性向上、鉛の溶出防止が期待できます。水道部では工事費用の負担を軽減することで、蕨市内の鉛製給水管の早期取替促進を図るため、平成25年度から鉛製給水管取替工事の助成金交付制度を行っておりますが、令和2年度から令和4年度までは3年間限定で、助成額を対象工事に係る経費の4分の3の額(消費税を除く・上限は45,000円)まで増額して助成しています。この機会にぜひご検討ください。なお、令和2年度分では約450箇所分の助成金申請をいただいております。工事内容や費用については、蕨市指定給水装置工事事業者(注2)にご相談ください。

(注2) URL <https://www.city.warabi.saitama.jp/kurashi/suido/suido/kyusui/1001417.html>



水道料金・下水道使用料について

令和3年4月からスマホ決済サービスを開始します。
 詳細は広報蔵4月号に掲載予定です。



水道料金(1か月)

家事用 基本料金：10m³まで900円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	135
21 ~ 30	155
31 ~ 50	200
51 ~ 70	220
71 ~	270

営業用 基本料金：10m³まで1,000円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	175
21 ~ 30	200
31 ~ 50	230
51 ~ 70	300
71 ~	330

下水道使用料(1か月)

共通 基本料金：10m³まで610円(税抜)

● 超過料金1m³につき

使用水量 (m ³)	金額 (円)
11 ~ 20	58
21 ~ 50	70
51 ~ 100	90
101 ~ 200	125
201 ~ 500	150
501 ~ 1000	165
1001 ~	190

「m³」とは

使用水量および汚水排水量の単位は「m³」で「立方メートル」と読みます。
 1m³は100cm×100cm×100cmの体積で「リットル」に換算すると1,000リットルになります。



水道料金・下水道使用料の計算方法



家事用で46m³(2か月分)使用した場合：46m³÷2か月分=23m³
 1か月あたりの使用料23m³の水量に対して料金表を当てはめていきます。

水道料金

基本料金：10m³まで900円(A)
 11~20m³分：135円×10m³=1,350円(B)
 21~30m³分：155円×3m³=465円(C)
 {(A)+(B)+(C)}×消費税
 : 2,715円×1.10=2,986(1円未満切捨)
 2,986円×2か月分=5,972円

+

下水道使用料

基本料金：10m³まで610円(E)
 11~20m³分：58円×10m³=580円(F)
 21~30m³分：70円×3m³=210円(G)
 {(E)+(F)+(G)}×消費税
 : 1,400円×1.10=1,540(1円未満切捨)
 1,540円×2か月分=3,080円

水道料金5,972円・下水道使用料3,080円の合計9,052円が請求額となります。

令和元年度 水道事業決算のあらまし

令和元年度は、令和元年度台風（台風19号）により、荒川氾濫の危険性が知らしめられ、改めて浸水対策の重要性に注目が集まったことに加え、新型コロナウイルスの流行により、パンデミック下における水道水の安定供給が求められた1年でした。本年度の災害対策につきましては、主に震災対策の強化を進め、管路の耐震化や、指定避難場所への非常用応急給水栓の整備を実施しています。

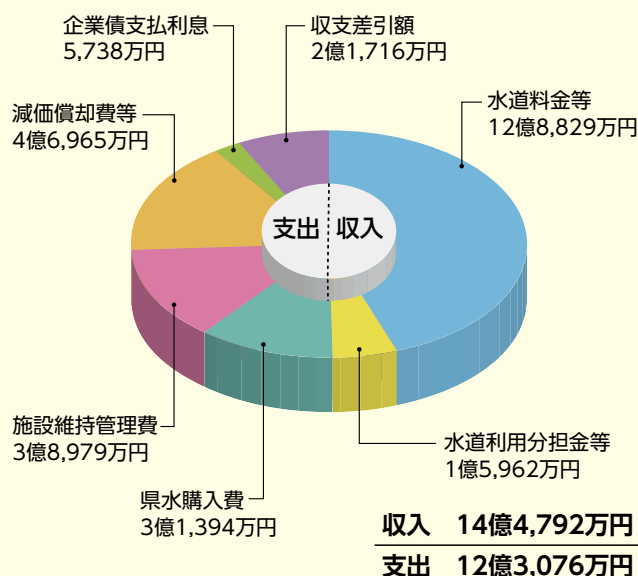
令和元年度決算のあらまは、下の図のようになりました。**収益的収支**とは、水道料金を中心とした収入と、水道水を作ったり、施設の維持管理を中心とした営業活動に係る費用です。収益的収入は14億4,792万円、費用は12億5,426万円となり、1億5,766万円の純利益を計上しました。

一方、**資本的収支**とは、工事に対する他会計からの負担金や資産の取得に要する企業債などの収入と、新しく水道設備の整備をしたり、老朽化した水道施設を更新するための事業費を中心とした、営業活動以外の収支です。資本的収入は1億9,112万円で、費用は6億9,937万円となり、5億825万円の不足が生じましたが、過年度分損益勘定留保資金などの積立金で補てんしました。

収益的収支

みなさまからお支払いいただく水道料金を中心とした収入と、水道水を作り、みなさまのご家庭に送るための費用です。

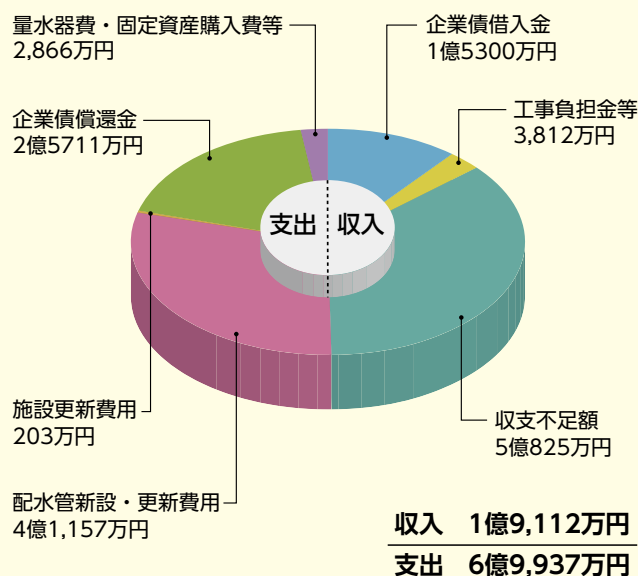
主な費用は、水道水の原水（県水）を購入する経費、浄水場や配水管の維持管理に要する経費、固定資産の減価償却費などです。



資本的収支

工事費用に充てるための借入金や工事負担金等の収入と、水道設備の整備や老朽化した施設の更新や配水管の耐震化などの設備投資のための費用です。

収支不足額は、資本拡充のために企業内部で留保、積立した資金を取り崩すなどして補てんします。



業務量

給水人口	7万5,654人	年間配水量	793万9,860㎡	一日平均配水量	2万1,694㎡
給水戸数	3万9,747戸	年間給水量	756万6,266㎡	一日平均給水量	2万0,673㎡

企業債残高

29億2,226万152円（前年比1億411万108円減）

職員数

14人（部長1人、業務課6人、維持管理課7人） ※いずれも令和2年3月31日現在

水道水の安全性について

令和2年8月水道水全項目水質検査結果表

蕨市の水道水源の約65%は埼玉県企業局から購入(受水)している「県水」で、約35%が市内9か所の深井戸から汲み上げている地下水です。「県水」は、県の浄水場で飲料水としての安全性が確認された水を受水しています。特に、放射性物質の検査では、大久保浄水場が国から委託されていることもあり、厳しい検査が行われており、蕨市においても3ヶ月に1回検査をしています。下表は、蕨市水道部が水道法に基づいて昨年8月に実施した水質検査の結果です。北町5丁目と塚越7丁目検査のうち、数値の高い結果を掲載していますが、いずれも国の基準を大きく下回る安全な水となっていますので、引き続き安心してご利用ください。

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
1	一般細菌	100個/mL以下	0
2	大腸菌	検出されないこと	不検出
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3.06
12	フッ素及びその化合物	0.8 mg/L以下	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0 mg/L以下	0.02
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.001
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.001
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.001
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.008
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003
25	ジブromokロメタン	0.1mg/L以下	0.004
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.018
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.002
29	ブromोजクロロメタン	0.03mg/L以下	0.005
30	ブromホルム	0.09mg/L以下	0.001
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.005

No.	水質検査項目	水質基準値/気温・水温	結果
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.0136
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.01
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	12.0
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.001
38	塩化物イオン	200mg/L以下	15.5
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	84
40	蒸発残留物	500mg/L以下	162
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	<0.000001
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	0.000001
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.4
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.5
48	味	異常でないこと	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし
50	色度	5度以下	0.6
51	濁度	2度以下	<0.1
他項目	残留塩素	0.1mg/L以上	0.5

備考

- 1.記号「<」は、「未満」を表しています。
- 2.平成26年度から「亜硝酸態窒素」が追加となりました。

蕨市の
水道水は
安心・安全



水道水の放射性物質検査結果について

蕨市では、3ヶ月に1回、交流プラザさくらにおいて、水道水の放射性物質検査を実施しています。蕨市の水道水は約35%が約200mの深さの密閉式井戸から取水している井戸水ですので、放射性物質の影響を直接受けることはありません。検査結果は、初回だけの平成23年3月25日の検出を最後に、不検出となっているため、蕨市の水道水は安心・安全です。

地下水の水質検査結果について

蕨市の地下水(原水)の水質試験結果は、39項目のうちほとんどの項目で水道水の水質基準値の1割程度であり、良好な水質であることを示しています。

検査結果は下記の水道部ホームページよりご確認ください。(お問い合わせ先:水道部 維持管理課 432-2217)

●蕨市の原水・浄水全項目水質検査結果

●蕨市の水道水の放射性物質検査結果

サイト内検索 / ページ番号検索

1001419

サイト内検索 / ページ番号検索

1001423

蕨市の
ホームページから
左の番号で検索。

災害に備えて水道水のくみ置きを

私たちが生命を維持するために必要な水の量は、成人で1日2リットル～2.5リットル（飲み水としては1.0～1.5リットル）といわれていますので、日ごろからいざという時に備えて、1人当たり3リットルほどの水道水を各ご家庭で備蓄していただくようお願いいたします。

- 水道水は、容器の口元までいっぱいに入れ、空気に触れないようにしましょう。
- 場所は、冷暗所を選んで保存してください。
- 保存期間は、3日間を目安に汲み替えましょう。
- 浄水器には、塩素を除去するものがありますので、保存する場合は浄水器を使用しない蛇口から注いで下さい。



悪質な訪問販売にご注意ください

お客様のご依頼のない限り、訪問による水質・配管・水圧調査や給水管の修繕・取替などは、行っておりません。水道部職員、委託業者は必ず蕨市発行の身分証明書を持っています。



お問い合わせは 維持管理課(432) 2217へ

水道料金等は「安心・便利・確実」な口座振替で!

水道料金等は、金融機関の口座から請求月の翌月の7日（土日祝日の場合は翌営業日）に自動的に納められる口座振替が便利です。申し込みは、通帳と通帳印、納入通知書を持って、口座がある金融機関の窓口でお手続きしていただくか「水道使用開始申込書（はがき）」に必要事項を記入してポストへ投函してください。



こんな時には必ずお知らせください

使用者または所有者の名義が変わるときなど。水道部窓口の他、電話でもお手続きができます。所有者の名義変更の場合は、申請書のご提出が必要です。

お問い合わせは 業務課 (432) 5329へ

お問い合わせ

- 水道料金に関すること
 - 検針や利用開始・休止に関すること
- 業務課 048(432)5329**
- 漏水に関すること
 - 水道工事、メーター交換に関すること
 - 赤水や水質に関すること
- 維持管理課 048(432)2217**

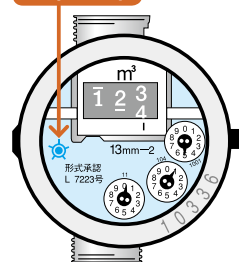
蕨市水道部
蕨市中央2-10-6
048(431)3507
suidou@city.warabi.saitama.jp

宅地内漏水の発見方法

- ① 宅地内の蛇口をすべて閉めてください。
- ② メーターボックスのふたを開け、メーター内のパイロットを見てください。
- ③ パイロットが回転していると、漏水の可能性あります。

※漏水の量によって、回転する速さが違います。

パイロット



漏水が確認されたら

- ◆ 指定給水装置工事業者に依頼し、修理してください。費用は、お客様の負担となります。
- ◆ 指定給水装置工事業者などでご不明な点がございましたら維持管理課(432) 2217にご相談ください。

引っ越しなどで 水道使用開始・中止手続きをされる方へ

① 引っ越してきて水道をご使用になるとき **使用開始**

使用を開始するときは「開始する日・住所・使用する方のお名前・電話番号・支払方法（口座振替または納付書によるお支払い）」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。

② 市外へ引っ越しをされる時 **使用中止**

使用を中止するときは「中止する日・使用者名・転出先住所・料金精算方法」などの必要事項をあらかじめご連絡ください。また、精算方法は現地での現金精算・口座振替（口座振替ご契約中の方のみ）・納入通知書によるお支払いがございました。

③ 市内で住所が変わるとき **使用中止と使用開始**

市内での住所変更（転居）は、前住所の使用中止と新住所の開始の両方の手続きが必要です。あらかじめご連絡ください。

①～③の手続き方法

上記の届出は水道部窓口での受付、お電話でお手続きができます。また、電子申請によるお手続きもできますのでご利用ください。



電話番号 048(432)5329

蕨市 電子申請・届出サービス (URL) https://s-kantan.jp/city-warabi-saitama-u/offer/offerList_initDisplay.action